

## 神戸市確認審査基準の一部改正(案)について

「神戸市確認審査基準」とは、「神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例」第13条第1項の規定に基づき、市内建築物の建築確認・検査の適正な実施を確保するため、建築基準法令の審査基準として策定したものです。

一方、指定確認検査機関を含め建築確認・検査の適正な運用を図るため、法の解釈や運用について全国的な統一基準として、「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例（日本建築行政会議編集）」や「建築物の防火避難規定の解説（日本建築行政会議編集）」が策定、改正され、広く運用されています。

この状況を鑑み、当基準について、全国的な統一基準との整合性等から見直しを行います。あわせて設計者等からの質疑が多い事項の解釈を追加する改正を行います。

※日本建築行政会議：建築確認審査・検査を行う都道府県・市及び指定確認検査機関等で構成される全国組織

### I. 改正(案)の概要

#### 1. 全国的な統一基準の適用により廃止

以下の基準については、「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例」を適用することとし、当基準を廃止します。

- (1) I-1 コンテナの取扱い
- (2) I-2 立体自動車車庫の取扱い
- (3) I-4 開閉できる構造の屋根を有する建築物の取扱い
- (4) III-4 道路斜線制限の取扱い

#### 2. 「I-3 地盤面の算定方式の取扱い」の一部改正

「建築基準法質疑応答集」に記載のドライエリアの定義を当基準に追加します。

#### 3. 「II-3 避難上有効なバルコニー、屋外通路、その他これらに類するものの取扱い」の一部改正

当基準のうち、2に規定する「避難上有効な手段（タラップ等）の配置に関する取扱い」以外については、「建築物の防火避難規定の解説」を適用することとし、必要な文言の修正・追加を行います。

### II. 改正基準の施行日

令和3年9月上旬（予定）